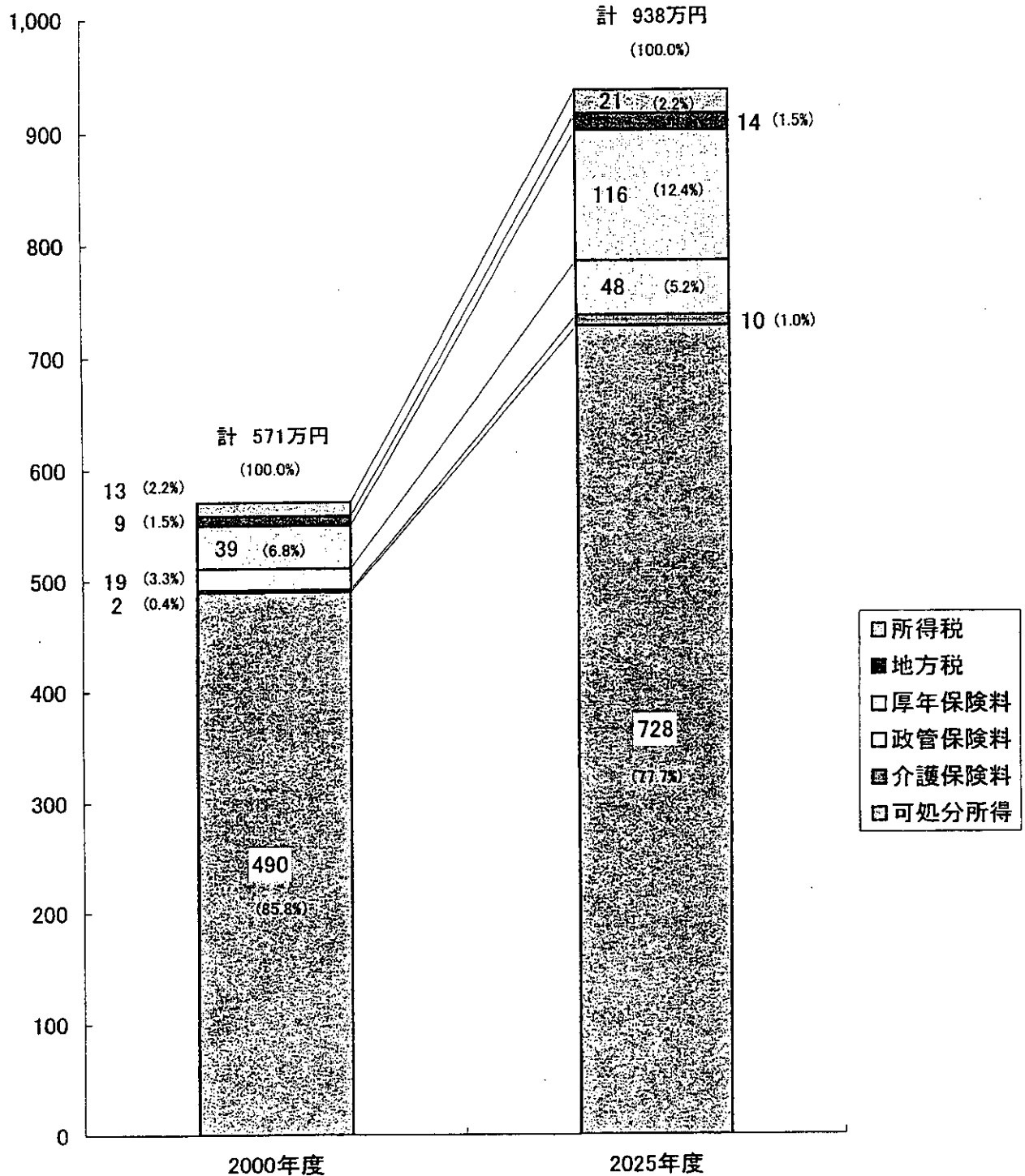


家計ベースの負担の見通し(給与所得者世帯)



夫給与所得者、妻専業主婦、子2人のモデル世帯を前提とした試算

経済、制度等の前提は、「社会保障の給付と負担の見通し-平成12年10月推計改訂版-(平成14年5月)」に基づく

(2007年度まで 賃金上昇率1.0%、物価上昇率0.0%、運用利回り2.5%  
 2008年度以降 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%)  
 2000年度の月収は36.6万円、ボーナスは3.6月分としている

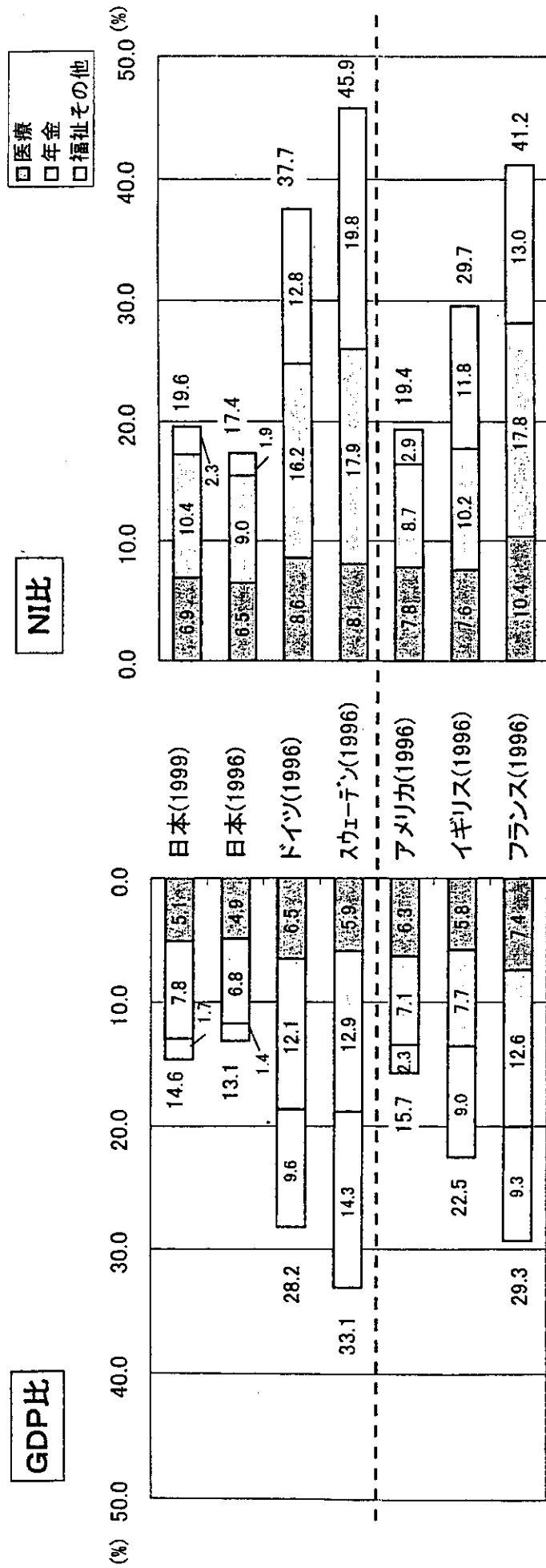
2025年度の所得税・地方税については、2000年度の税額が機械的に賃金上昇率で伸びるものと仮定して推計

## 負担の上限についてのこれまでの議論

負担の上限についてのこれまでの議論としては、高齢化の一つのピークである2025年における負担を念頭に、以下のようなものがある。

- ① 国民負担率を高齢化のピーク時においても50%未満に抑える（H8審議会会長会議報告等）
  - ・ 現在の見通しでは税負担が現状のままとしても2025年に51%になる。
  - ・ 国民負担率という指標に関しては、経済成長率との関係がない、家計における負担と誤解とされる、国民所得を分母することの問題など多くの批判がある。
- ② 社会保障負担の国民所得比が3割程度（これまでの数度の「社会保障の給付と負担の見通し」）
  - ・ 最新推計では、現在20.5%、2025年で31.5%
- ③ 国民所得の伸びとの乖離を大きくしない
  - ・ 直近（H10まで）10年間の実績は国民所得年2.5% 社会保障給付費年5.5%、5年間では国民所得年0.6% 社会保障給付費年4.9%
  - ・ 最新推計では、国民所得の伸び年2.5%、社会保障給付費の伸び年4.0%
  - ・ 医療においてはこの考え方がとられることが多い（80年代、今回改革）
- ④ 家計に占める税・保険料負担の上限2割程度
  - ・ ミクロ推計では、現役給与所得世帯で税・保険料負担が2000年の14.3%から2025年には20.5%になるものとしている。
  - ・ 国民生活基礎調査では、平成9年の全世帯平均の税・保険料負担（所得一可処分所得）は16.4%、家計調査（勤労者世帯・H11）では15.8%、所得再分配調査（H8）では18.3%であった。
  - ・ 国民経済計算の家計部門に占める税・保険料負担はH9で17.8%であった。
  - ・ 年金の前回改正の考え方は、2025年で厚生年金保険料が年収の1割以内とするというものであった（ドイツでの議論を参照した）。
- ⑤ 社会保障負担が増えても労働生産性が着実に上昇し gross賃金が実質ベースで着実にのびていけば現行の生活水準以上の向上が図られる。（H7経済白書）
  - ・ 最新推計に基づき社会保障負担率が現在の20.5%から2025年に31.5%まで上昇するとした場合でも、年率0.6%以上のgross賃金上昇率が達成できれば、ネット賃金は現行水準以上になり、生活水準は現在より向上することになる。（ネット賃金＝ $(1 - \text{社会保障負担率}) \times \text{gross賃金}$ という簡単なモデルの計算による）

# 社会保障給付費の国際比較



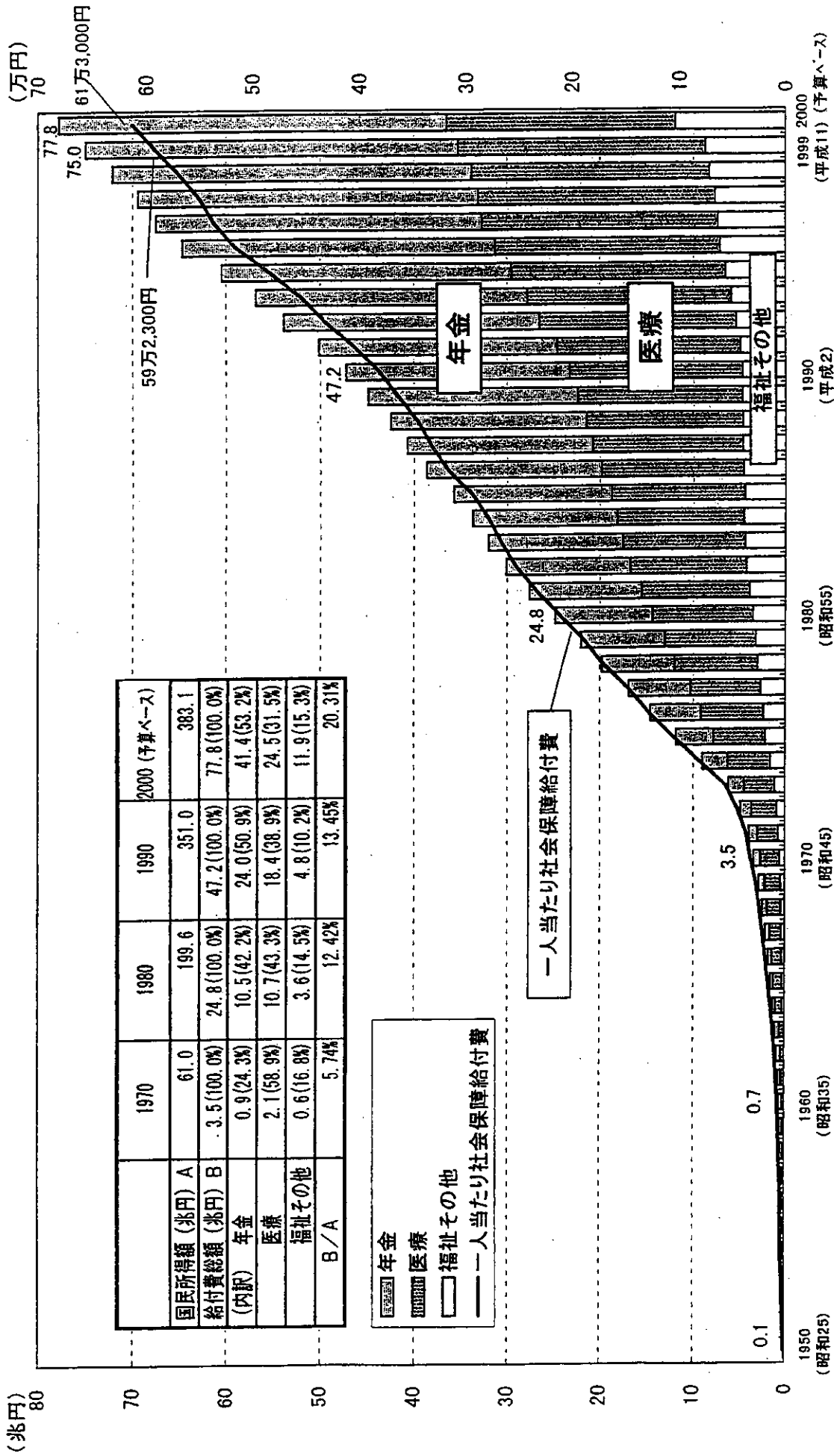
資料：以下の資料に基づき、厚生労働省政策評価官室で推計。

(1) 日本 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

(2) ドイツ、スウェーデン ILO「The Cost of Social Security(第19次調査)」

(3) アメリカ、イギリス、フランス OECD「Social Expenditure Database(1980-1997)」

(諸外国のNI、GDPは、OECD「National Account of OECD countries, volume 2 OECD 2001」による。)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」、2000年(予算ベース)、1999年及び2000年(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。  
 (注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 1999年及び2000年(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

分野間のバランスについて

(2) 社会保障制度における高齢者関係給付と児童・家庭関係給付の現状

平成 11 年度現在、社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合は約 67%、児童・家族関係給付費は約 3%となっている。

【平成 11 (1999) 年度】

	額 (億円)	社会保障給付費に占める割合 (%)	国民所得比 (%)	人口比率 (平成 11 年)
社会保障給付費	750,417	—	19.6	—
高齢者関係	503,559	67.1	13.1	*1) 16.7%
児童・家族関係	24,972	3.3	0.7	*2) 14.8%

【昭和 50 (1975) 年度】

	額 (億円)	社会保障給付費に占める割合 (%)	国民所得比 (%)	人口比率 (昭和 50 年)
社会保障給付費	117,693	—	9.5	—
高齢者関係	38,754	32.9	3.1	*1) 7.9%
児童・家族関係	6,608	5.6	0.5	*2) 24.3%

\*1) 高齢化率：65歳以上人口比率

\*2) 年少人口比率：0～14歳人口比率

(注)

- ・ 「平成 11 年度社会保障給付費」(国立社会保障・人口問題研究所)より引用。
- ・ 高齢者関係給付費：年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢雇用継続給付費
- ・ 児童・家族関係給付費：児童手当、児童扶養手当等、児童福祉サービス、育児休業給付、出産関係費